平成三十年四月十三日 農林水産省令第二十六号 の機林水産省令第二十六号 第五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施を入る。

報

公布の日から施行する。

の傍線を付した部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

この省令は、 **附 則** 別表二 (第九条関係) ツその他のシトラス・パラディシ及びレー経由しないで輸入されるグレープフルー 五十七~六十四 一~五十五 合しているもの モンその他のシトラス・リモンの生果実 であつて農林水産大臣が定める基準に適 略) 正 略) 後 付 (略) 別表二 ツ及びレモンの生果実であつて農林水産 至十六 トルコから発送され、他の地域を 五十七~六十四 一~五十五 大臣が定める基準に適合しているもの (第九条関係) 改 正 略 前